

障害者スポーツ指導等技術向上事業助成金交付要綱

(通則)

第1条 障害者スポーツ指導等技術向上事業助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 岡山県内（以下「県内」という。）の全国障害者スポーツ大会競技種目等の規則の周知、指導等技術の向上及び指導者等の養成等を図ることを目的とし、第4条に規定する事業を実施する場合に、その経費の一部を助成する。

(対象団体等)

第3条 この事業の対象となる団体は、岡山県における障害者スポーツ振興活動を主たる事業としている団体で、次の各号に該当する団体とする。

- 一 原則として、県内に所在地があること。
- 二 県内における障害者スポーツの普及、振興に寄与する団体であること。
- 三 県内の当該競技の統括または調整をしている団体であること。
- 四 会則を持ち、適切な運営がなされている団体であること。
- 五 単一の職場(学校、施設)に所属している者のみで構成されていないこと。
- 六 会計等の事務処理が適切に行われている団体であること。

2 その他岡山県障害者スポーツ協会長（以下「協会長」という。）が別に定める団体

(助成対象事業)

第4条 この助成金の対象となる事業は、障害者スポーツ指導者等を対象に、前条に規定する団体が主催者として実施する講習会等で、申請時点で未実施の事業とし、次の各号のいずれかに該当する事業（以下「助成事業」という。）とする。

- 一 全国障害者スポーツ大会競技規則の周知等に係る事業
- 二 全国障害者スポーツ大会競技種目に係る次の事業
 - ア 指導技術及び審判技術の向上等に係る事業
 - イ 指導者の養成事業
- 三 前記一、二以外の障害者スポーツの指導者の養成及び指導技術の向上等に係る事業

(助成対象経費)

第5条 この助成金の対象となる経費は、助成事業の実施に必要な別表に掲げる経費とする。

2 前項の額は、1回7万円を上限とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体は、助成金交付申請書(様式第1号)1部を別に定める日までに協会長あて提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 協会長は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があったときは、当該申請に対する適否等を審査するものとする。

2 協会長は、前項の審査の結果、適とされた団体が複数ある場合は、優先順位を決定する。なお、優先順位は、協会長が決定する。

3 前項の順位により、予算の範囲内で交付する団体及び交付額の決定を行い、助成金交付決定通知書(様式第2号)により当該団体に通知する。

4 前項の場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

5 第1項の申請を行い、第3項の決定がなされなかった団体には、その旨を通知する。

(変更・廃止申請)

第7条の2 前条の交付の決定を受けた団体が、事業内容又は交付決定金額を変更若しくは事業の廃止をしようとするときは、協会長に協議するものとし協会長の指示に従うものとする。協会長に、変更又は廃止の申請書を提出する必要があるときは様式第2-1号によるものとする。この場合、変更交付又は廃止の決定は、前条に準ずるものとする。

(実績報告)

第8条 助成の交付の決定を受けた団体は、助成事業が完了した日から30日以内に、助成事業実績報告書(様式第3号)1部を協会長あて提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第9条 協会長は、前条の規定による助成事業実績報告書の提出があった場合は、審査し、適当と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書(様式第4号)により当該助成団体に通知するものとする。

2 協会長は、助成金の交付を受けた団体に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずる。

(助成金の支払)

第10条 協会長は、前条の規定による助成金の額の確定後助成金を支払うものとする。ただし、助成金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、助成金の概算払をすることができる。

(助成金の精算払又は概算払の請求等)

第11条 助成金の交付を受けた団体が、助成金の精算払又は概算払を受けようとするときは、助成金精算（概算）払請求書（様式第5号）1部を協会長あて提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、必要の都度、協会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年12月20日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年8月18日から適用する。

別表

対象科目	内 容
謝金	招聘する指導者や講師等への謝金
旅費	招聘する指導者や講師等の宿泊費及び交通費
消耗品費	ボール等競技用消耗品、事務用品
印刷費	プログラム、研修会資料等の印刷費等
賃借料	(1)体育館、グラウンド、競技場、会議室等の施設使用料 (2)施設や業者から競技用備品等を借りた場合の借上料
通信運搬費	郵送、運搬経費
保険料	賠償責任保険料、傷害保険料等

※対象経費に疑義がある場合は、別途、岡山県障害者スポーツ協会と協議するものとする。

障害者スポーツ指導等技術向上事業
助成金交付申請書

令和 年 月 日

岡山県障害者スポーツ協会長 殿

(申請者)

所在地

団体名

代表者名

印

電話

(担当者:)

障害者スポーツ指導等技術向上事業助成金交付要綱第6条に基づき、次のとおり助成金の交付を申請します。

記

1 助成申請額 _____ 円
※7万円を上限とする

2 提出資料

(1) 事業の内容のわかる資料(例:実施要綱等)

※事業名、実施日、会場、主催者、参加対象者、参加人数(見込)、事業内容、概要等

(2) 事業収支計画書(様式第1-1)

(3) 競技団体調査票(様式第1-2)

(4) 競技団体の定款又は会則

収支計画書

収入の部

項 目	予 算 額	備 考 (内訳等)
助成金 (障害者スポーツ指導等 技術向上事業助成金)		(最大 7万円)
参加料		
寄付金		
その他		
合 計		

支出の部

項 目	予 算 額	備 考 (内訳等)
謝金		
旅費		
消耗品		
印刷費		
賃借料		
通信運搬費		
保険料		
合 計		

助 成 額

円

※上限は7万円

障害者スポーツ指導等技術向上事業
団体調査票

団体名	
代表者氏名	
団体所在地	
連絡担当者	
連絡先	(住所) 〒
	電話：FAX：
	Mail：
ホームページ URL	
設立年月日	
団体構成員数	名
活動状況 (主な活動場所、年間事業計画等)	

様式第2号

障 ス 協 第 号
令和 年 月 日

(助成団体) 様

岡山県障害者スポーツ協会
会長 伊原木 隆太

障害者スポーツ指導等技術向上事業助成金の交付決定通知書

令和4年 月 日付けで交付申請のあった障害者スポーツ指導等技術向上事業助成金の交付について、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

交付決定額 _____ 円

障害者スポーツ指導等技術向上事業
(変更・廃止)申請書

令和 年 月 日

岡山県障害者スポーツ協会
会長 伊 原 木 隆 太 殿

(申請者)

所在地

団体名

代表者名

印

連絡先 電話番号

担 当 者

令和〇年〇月〇日付け障ス協第〇号で交付決定された障害者スポーツ指導等技術向上事業助成金について、次のとおり(変更・廃止)を申請します。

記

1 (変更・廃止)申請額 円

<参考>

(単位:円)

申 請 額 (A)	交付決定額 (B)	変更申請額 (C)	変更申請後 の額 (D=B+C)	概算払額 (E)	追加支払要望額 又は 返納見込額 (F=D-E)

2 添付資料

- (1) 変更内容がわかる資料(廃止の場合は添付不要)
- (2) (変更・廃止)をする理由を記載した資料

障害者スポーツ指導等技術向上事業
助成金実績報告書

令和 年 月 日

岡山県障害者スポーツ協会長 殿

(申請者)

所在地

団体名

代表者名

印

電 話

(担当者：)

令和 年 月 日付け障ス協第 号で決定された障害者スポーツ指導等
技術向上事業助成金について、事業が終了したので、次のとおり報告いたします。

記

提出資料

- (1) 報告書(様式第3-1)
- (2) 事業収支決算書(様式第3-2)
- (3) 領収書(原則、原本をA4用紙に科目ごとまとめて貼付)

障害者スポーツ指導等技術向上事業報告書

事業名	
実施日	令和 年 月 日
場所	
参加人数	参加者 人（内訳 参加者 人、スタッフ 人）
事業の目的	
事業内容	※チラシ等参考資料等あれば別に添付すること。 ※事業当日の記録写真を別に添付すること。
事業効果	※事業実施の意見・感想又は反省等
備 考	

収支決算書

収入の部

項 目	決 算 額	備 考 (内訳等)
助成金 (障害者スポーツ指導等 技術向上事業助成金)		(最大 7万円)
参加料		
寄付金		
その他		
合 計		

支出の部

項 目	決 算 額	備 考 (内訳等)
謝金		
旅費		※領収書がない場合は路程と料金の わかる資料等
消耗品		
印刷費		
賃借料		
通信運搬費		
保険料		
合 計		

助 成 額

円

※上限は7万円

様式第4号

障 ス 協 第 号
令和 年 月 日

(助成団体) 様

岡山県障害者スポーツ協会
会 長 伊 原 木 隆 太

障害者スポーツ指導等技術向上事業助成金の交付確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった障害者スポーツ指導等技術向上事業助成金の交付について、次のとおり額を確定したので通知します。

記

交付確定額 _____ 円

様式第5号

令和 年 月 日

岡山県障害者スポーツ協会長 殿

(申請者)

所在地

団体名

代表者名



電 話

障害者スポーツ指導等技術向上事業助成金精算（概算）払請求書

令和 年 月 日付け障ス協第 号で確定（交付決定）された上記の助成金について、障害者スポーツ指導等技術向上事業助成金交付要綱第1・1条の規定により下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円也

上記金額を下記口座にお振り込みください。

金融機関名	預金種別	口座番号	口座名義（フリガナ）
銀行 支店	普通 当座		()